低圧電気取扱業務特別教育

（安衛則第三十六条第四号に掲げる業務のうち、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施者 | | 会社名  実施責任者 | | | | |
| 区分 | 科目 | 実施日 | 実施時間 | 合計時間 | 講師氏名 | 講師資格 |
| 学科 | 低圧の電気に関する基礎知識 |  | 9:00～10:00  （１時間） | ７時間 | 谷口　均 | 労働安全コンサルタント  経験20年以上 |
| 低圧の電気設備に関する基礎知識 | 10:05～12:05  （２時間） |
| 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 | 12:50～13:50  （１時間） |
| 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 13:55～15:55  （２時間） |
| 関係法令 | 16:00～17:00  （１時間） |
| 実技 | 低圧の活線作業及び  活線近接作業の方法 |  |  | ７時間以上 |  | 低圧電気特別教育修了者  業務経験　　　年以上 |
|  |  |  | 低圧電気特別教育修了者  業務経験　　　年以上 |
|  |  |  | 低圧電気特別教育修了者  業務経験　　　年以上 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※開閉器の操作の業務のみを行なう者について実技教育時間は、一時間以上

（特別教育の記録の保存）労働安全衛生規則第３８条　事業者は、特別教育を行なつたときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない。